

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年9月11日（平成29年（行個）諮問第141号）

答申日：平成30年6月18日（平成30年度（行個）答申第46号）

事件名：特定会社の税務調査に係る本人に関わる調査経過記録書の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる保有個人情報を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月24日付け特定記号第53号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである（なお、審査請求書に添付された資料の内容は省略する。）。

特定税務署が特定年に特定法人へ税務調査を行った際、税務署は社の代表である審査請求人への動向確認（見張り行為）を行った。

動向確認は自宅周辺で行われ、近隣住人にその様子が目撃されるなど、本来不要であるはずの不利益を個人的に多く受けた。

この動向確認を行ったという事実は特定税務署も認めており、その実施日時についても後日特定税務署から口頭での説明を受けている。

これらを受け特定税務署に個人情報開示請求を行ったが、開示された書類（別紙の2に掲げる文書3（調査経過記録書））は時系列で記されているにも関わらず、動向確認を行った時刻（特定月日特定時刻A～特定時刻B頃）についての部分が不記載であった。（黒塗り、白塗り等で不開示と

されているのではなく、単に空欄となっている。)

納税者のプライベートの動向を複数人で監視していたにも関わらず、そこで見聞きした内容が不記載という回答に納得できず、よって審査請求を行うこととした。

なお、この調査経過記録書は全体として、同一の日付の内容については不要な空欄を開けずに詰めて記載されており、調査を行った日付が変わるときのみ新たな頁に移って書き出すという方法で記載が行われている。

しかし動向確認が行われた時刻についての部分は不自然に大きな空欄となっており、当方としては、ここに書かれていた内容が情報開示請求を受けた段階で意図的に削除されたのではないかという疑いを消せずにいる。

また、当初特定税務署は動向確認を行った事実を認めず、「電話が長引いたためその場にはいたが、動向を見ていたという事実はない」という説明をしていたが、のちにその言葉を虚偽の説明であったとして撤回している。

このため当方が該当文書の意図的な削除の疑いをもつことについて正当性はあるものとする。

もし意図的な削除がなければ、①の空欄部分（文書2の5頁目の「調査事項・応接状況等」欄の開示部分以降の部分）には②の内容（特定時刻C代表者より受電・・・）が記載されるはずである。

これらについての意見口頭陳述を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、特定法人に対して行われた税務調査（特定年月日開始）で代表取締役である審査請求人（開示請求者）に係る別紙の1に掲げる文書1から文書5に記載された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報のうち別紙の1に掲げる文書1から文書3に記載された保有個人情報の対象として、事前通知を要しない調査の適否検討表、調査手続チェックシート及び調査経過記録書（本件文書）に記載された保有個人情報を特定し、平成29年3月24日付け特定記号第53号により、審査請求人（開示請求者）を本人とする保有個人情報（以下、第3において「本人情報」という。）以外の部分を対象外とした上で、記録されている本人情報の一部について、法14条7号イに該当する部分を不開示として、法18条1項の規定に基づき、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、処分庁が審査請求人に行った動向確認の記録（以下「本件記録」という。）の開示を強く求めるとしており、不記載は不当と主張していることから、以下、本件記録に係る原処分の妥当性につ

いて検討する。

なお、処分庁は、本件請求保有個人情報のうち別紙の1に掲げる文書4及び文書5に記載された保有個人情報については、該当する文書を作成しておらず、保有していないことから、平成29年3月24日付け特定記号第54号により、法18条2項の規定に基づき、不開示決定を行っている。

2 本件記録に係る原処分の妥当性について

審査請求人の主張は、審査請求書及びその添付書類の記載内容から、原処分において特定した本件対象文書のうち、調査経過記録書に係る本件記録についてなされたものと考えられることから、以下、それを前提に検討する。

(1) 審査請求人が不記載と主張する箇所について

審査請求人が不記載と主張する箇所（調査経過記録書5枚目「復命事項」欄の上から20行目以降）は空欄であるが、諮問庁において、処分庁の簿書庫に保管された調査経過記録書原物の当該箇所と原処分に使用された調査経過記録書写しの当該箇所とは相違なく、あるがままの形で原処分が行われていることを確認した。

なお、諮問庁において当該調査経過記録書を見分したところ、審査請求人が不記載と主張する本件記録は、30枚目に記載されており、それ以外に記載部分はない。

(2) 本件対象外部分の保有個人情報該当性について

審査請求人は、本件記録の開示を求めていることから、調査経過記録書30枚目に記載された情報のうち原処分において対象外とした部分（以下、第3において「本件対象外部分」という。）の保有個人情報該当性について検討する。

法人に対する税務調査に関する情報については、一般に当該法人固有の情報であると解され、法人固有の情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないが、税務調査においては、審査請求人自身が代表者として当該法人の税務処理に関する答弁や調査の立会いなどを行うことがあることからすると、その全てが当該法人固有の情報であると言うことはできず、審査請求人自身が答弁した内容や対応した事実に関する情報など、審査請求人と密接に関係のある情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると考えられる。

本件税務調査に関する情報が記載されている調査経過記録書30枚目に記載された情報は、全体として本件税務調査の対象である特定法人の情報であると認められるが、特定法人の情報であるとともに審査請求人と密接に関係のある情報であると認められる部分があるため、処分庁は、当該部分を審査請求人を本人とする保有個人情報と特定し、原処分において開示しているところ、当該部分以外に審査請求人と密接に関係のあ

る情報であると認められる部分はない。

したがって、本件対象外部分は、特定法人固有の情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと認められることから、本件対象外部分を除き、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる部分を開示した原処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、これらの主張は本件記録に係る原処分の決定を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、本件記録に係る原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月26日 審議
- ④ 平成30年5月24日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月7日 審議
- ⑥ 同月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる各文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の1に掲げる文書4及び文書5につき、保有していないとして不開示とし、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、本件文書の一部（以下「本件対象外部分」という。）については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとし、本件対象外部分を除く一部を法14条7号イの不開示情報に該当するとして一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、保有していないとして不開示とした決定の取消しは求めず、特定の文書を挙げ、当該文書に本件記録がないことは不当であり、本件記録の開示を強く求める旨主張しているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を含む本件文書の見分結果を踏まえ、原処分における保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 審査請求人は、別紙の2に掲げる文書3（以下「文書3」という。）の5枚目には、本来、本件記録があるはずであるが、開示された文書3の5枚目には本件記録がなく、また、文書3の5枚目の本件記録があるべき箇所は不自然に大きな空欄となっており、本件記録は特定税務署に

において意図的に削除された疑いがあるなどと主張する。

- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、文書3における本件記録の有無及び審査請求人が主張する空欄部分について改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 調査経過記録書は、調査担当者が、調査時における納税義務者等との応接状況などの調査経過や確認した内容、相手方の主張、調査により把握した問題点等及び統括官等からの指示事項等について時系列に作成するものであり、「年月日(手続名)」、「方法・場所(応接者)」、「調査事項・応接状況等」及び「指示事項等(指示日指示者)」の各欄に記載するものである。なお、調査内容により、調査経過記録書の一部として、一定期間の調査経過等について一覧表を作成することもあり、記載内容によっては当該一覧表にのみ記載され、「調査事項・応接状況等」欄等には記載されないものもある。

また、調査経過記録書は時系列で記載されるものであるが、場面ごとや調査日ごとに記載する頁を変えるなどの記載の仕方については、調査担当者に任されており、空欄部分が生じることは不自然ではない。

- イ そして、審査請求人が主張する特定税務署が動向確認を行ったとする日時(以下「特定日時」という。)における本件記録は文書3の30枚目(以下「本件一覧表」という。)に記載されており、その内容から文書3の「調査事項・応接状況等」欄に記載を要するものではないと判断されたのであるから、審査請求人が主張する文書3の5枚目の空欄部分にはその記載がない。

また、当該空欄部分の前後では、調査の場所が異なることから、その前後において調査担当者が頁を変えて記載したものであり、その結果として当該空欄部分が生じたものである。

- (3) 当審査会において本件文書を見分したところ、諮問庁の上記(2)イのとおり、文書3の5枚目の「調査事項・応接状況等」欄には本件記録の記載はないが、本件一覧表には、特定日時における本件記録の記載があることが認められる。

また、審査請求人が主張する文書3の5枚目の空欄部分の直前の部分には、特定年月日特定時刻Aに特定場所において審査請求人に対し、税務調査の通知を行ったことに関する情報が記載されており、当該空欄部分の直後の部分には、特定年月日特定時刻Cに特定税務署において調査担当者が電話により審査請求人と税務調査日程等に係る応接を行ったことに関する情報が記載されていることが認められ、調査の場所が異なるから当該空欄部分が生じたとする諮問庁の上記(2)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

そうすると、開示された文書3の5枚目に本件記録がないのは特定

税務署において意図的に削除されたためであるとする審査請求人の上記（１）の主張には理由がない。

- （４）もっとも、本件一覧表の特定日時に係る部分のうち、原処分において対象外とされた部分には審査請求人自身が答弁した内容や対応した事実ではない本件記録が含まれている。

諮問庁は、上記第３の２（２）のとおり、当該部分につき、特定法人固有の情報であり、審査請求人と密接に関係のある情報であるとは認められないから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない旨説明する。しかし、当該部分に記載された情報は、審査請求人の言動に関するものであるから、審査請求人に関する情報であって、審査請求人を識別することができるものと認められる。

そうすると、本件対象外部分とされた特定日時における本件記録に係る部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

さらに、諮問庁は、上記第３の１のとおり、審査請求人が上記（１）のとおり主張しており、特定日時における本件記録は本件一覧表のみに記載されていることから、本件一覧表のみに係る原処分の妥当性について検討する旨説明するが、審査請求書には「特定税務署が審査請求人へ行った動向確認の記録の開示を強く求める」と記載されていることから、審査請求人が開示を求めるのは特定日時における本件記録だけではなく、それ以外の日時における本件記録を含む本件文書中の全ての保有個人情報であると解される。

そして、前述のとおり、審査請求人の動向に関する調査の内容がそれに該当することはもちろん、例えば、審査請求人の財産に関する調査の内容等についても保有個人情報に含まれると考えられることから、文書３の特定日時における本件記録を除く本件対象外部分について、更に調査を行い、本件開示請求の対象となる保有個人情報があれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、特定税務署において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として別紙の３に掲げる保有個人情報を保有していると認められるので、これを特定し、当該保有個人情報が記録された部分を除く本件対象外部分につい

て，調査の上，更に本件請求保有個人情報に該当するものがあれば，これを特定し，改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙

- 1 本件開示請求の対象となった保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
 - 特定法人に対して行われた税務調査（特定年月日開始）で代表取締役である審査請求人に関わる以下の資料
 - 文書1 事前通知を要しない調査の適否検討表（本件請求保有個人情報）
 - 文書2 調査手続きチェックシート（本件請求保有個人情報）
 - 文書3 調査経過記録書（本件請求保有個人情報）
 - 文書4 質問応答記録書
 - 文書5 動向確認を要する調査の適否検討表

- 2 本件対象保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
 - 文書1 事前通知を要しない調査の適否検討表
 - 文書2 調査手続きチェックシート
 - 文書3 調査経過記録書

- 3 開示決定等をすべき保有個人情報
 - 上記2の文書3の30枚目に記載された特定税務署が審査請求人に行った動向確認の記録に係る部分に記録された保有個人情報